

北海道の景観形成に関する庁内連携会議開催要領

(目的)

第1 「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取組である「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に基づき、景観形成と庁内における関連施策との連携強化を図るため、北海道の景観形成に関する庁内連携会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 景観形成と関連施策等との庁内連携に関すること
- (2) 北海道公共事業景観形成指針に関すること。
- (3) その他良好な景観を形成するための施策の促進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3 会議は、別表に掲げる職にある者を構成員とし、建設部まちづくり局都市計画課長が主宰する。

(運営)

第4 会議は、主宰者が招集し、開催する。

2 主宰者は、必要に応じて、構成員以外の出席をもとめることができる。

(調整会議)

第5 主宰者は、必要な事項について実務的な検討等を行うため、調整会議を開催することができる。

2 調整会議は、所掌事項に関する連絡調整を行い、施策の連携等の研究や検討を行い、必要な情報等を構成員にて共有するため、構成員の一部及び庁内において所掌事項に関する事務を所掌する者の参加を要して開催する。

(庶務)

第6 会議の庶務は、建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観グループにおいて処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主宰者が定める。

附 則

この要領は、令和元年(2019年)5月22日から施行する。

別表（第3関係）

北海道の景観形成に関する庁内連携会議の構成員			
部	部 署	役 職	備 考
総 合 政 策 部	政策局土地水対策課	主幹(土地利用計画グループ)	
	地域振興局地域政策課	主幹(地域政策グループ)	
	航空局航空課	主幹(空港計画グループ)	
環 境 生 活 部	環境局環境政策課	主幹(環境企画グループ)	
	環境局循環型社会推進課	主幹(循環調整グループ)	
	環境局生物多様性保全課	主幹(知床・計画)	
	環境局生物多様性保全課	主幹(生物多様性戦略グループ)	
	環境局生物多様性保全課	主幹(知床・計画)	
	文化局文化振興課	主幹(文化グループ)	
経 済 部	地域経済局中小企業課	主幹(商業)	
	観光局	主幹(計画推進・民泊)	
	観光局	主幹(観光関連産業)	
農 政 部	農政課	主幹(政策調整)	
	農業経営局農地調整課	主幹(農地転用)	
	農村振興局農村設計課	主幹(事業推進)	
	農村振興局農村設計課	主幹(農村企画)	
	農村振興局農村設計課	主幹(農村活性化)	
	農村振興局事業調整課	主幹(設計施工)	
水 産 林 務 部	総務課	主幹(林務企画グループ)	
	総務課	主幹(水産企画グループ)	
	水産局漁港漁村課	主幹(海岸漁港事業グループ)	
	林務局治山課	主幹(治山計画グループ)	
建 設 部	建設政策局維持管理防災課	主幹(維持グループ)	
	土木局道路課	主幹(道路整備グループ)	
	土木局河川砂防課	主幹(河川計画グループ)	
	土木局河川砂防課	主幹(災害復旧・海岸グループ)	
	まちづくり局都市環境課	主幹(街路グループ)	
	まちづくり局都市環境課	主幹(公園緑地グループ)	
	住宅局建築指導課	主幹(建築企画グループ)	
	住宅局住宅課	主幹(計画指導グループ)	
	住宅局住宅課	主幹(整備推進グループ)	
	建築局計画管理課	主幹(営繕企画グループ)	
教育庁教育部	総務政策局教育政策課	主幹(政策企画グループ)	

主宰者:建設部まちづくり局都市計画課長
事務局:建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観グループ